

# 福祉用具貸与理由書

新規・認定更新/区分変更・その他 ( ) 作成日： 年 月 日

利用者氏名	被保険者番号
利用者住所	年齢 歳
要介護（要支援）度	利用開始（予定）日 年 月 日
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

貸与希望品目	<input type="checkbox"/>	車いす	<input type="checkbox"/>	車いす付属品	<input type="checkbox"/>	移動用リフト
	<input type="checkbox"/>	特殊寝台	<input type="checkbox"/>	特殊寝台付属品	<input type="checkbox"/>	その他 ( )
<b>医学的所見に基づく利用者像の区分</b> <small>(医学的所見を確認し、いづれかにチェック。各項目の具体的な例示は裏面参照)</small>	<input type="checkbox"/>	①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1（⇒裏面）の「厚生労働大臣が定める者」に該当する者				
	<input type="checkbox"/>	②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1（⇒裏面）の「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる者				
	<input type="checkbox"/>	③疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から表1（⇒裏面）の「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる者				
<b>医師の医学的所見</b> <small>(上記判断の元となる所見)</small>	*①～③のチェック項目について、具体的な内容を記入 【原因となる疾病等】					
	【具体的な状態】					
	確認方法 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 聞き取り <input type="checkbox"/> 照会 <input type="checkbox"/> その他 ( )				確認日 年 月 日	
医師名			医療機関名			
福祉用具が特に必要な理由	*利用者の身体状況や生活環境などを具体的に記述し、福祉用具が特に必要と判断した経緯がわかるように記入					
期待できる効果						
理由書作成者	所属			氏名		
	資格					

- ※ 担当ケアマネージャーが作成してください。
- ※ 提出にあたっては、サービス担当者会議の議事録（要点）を添付してください。
- ※ 認定更新、区分変更及び貸与品目の追加があるときは、再度本理由書を提出してください。
- ※ 医学的所見の確認やケアマネジメントが適切になされていない場合、本理由書を提出しても保険給付の対象にはなりません。

算定 可 ・ 不可

表1 各貸与品目における厚生労働大臣が定める者

貸与品目	厚生労働大臣が定める者（利用者の状態像）
ア 車いす及び車いす付属品	(1)日常的に歩行が困難な者
* (1)(2)どちらかに該当する者	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(1)日常的に起き上がりが困難な者
* (1)(2)どちらかに該当する者	(2)日常的に寝返りが困難な者
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	(1)日常的に寝返りが困難な者
エ 認知症老人徘徊感知機器	(1)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
* (1)(2)両方とも該当する者	(2)移動において全介助を必要としない者
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	(1)日常的に立ち上がりが困難な者
* (1)～(3)いずれかに該当する者（昇降座椅子は(2)による判断に限る）	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者
カ 自動排泄処理装置	(1)排便が全介助を必要とする者
* (1)(2)両方とも該当する者	(2)移乗が全介助を必要とする者

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日号外厚生労働省告示第94号 第31号のイ）

○「医学的所見に基づく利用者像の区分」における例示

①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「厚生労働大臣が定める者」に該当する者 ⇒パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象、重度の関節リウマチによる関節のこわばり
②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当することが確実に見込まれる者 ⇒がん末期の急速な状態悪化
③疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 ⇒ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※上記例示は、あくまでも①～③の状態の者として該当する可能性があるものについての例示であって、例示以外の状態の者であっても、医学的所見によって、①～③の状態であると判断される場合もあります。